

令和元年10月12日  
防災・危機管理部  
防災・危機管理課

令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用について  
【第1報】

1 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県は8市2町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【茨城県】 日立市 (ひたちし) 石岡市 (いしおかし) 常陸太田市 (ひたちおおたし) 高萩市 (たかはぎし) 北茨城市 (きたいばらきし) 笠間市 (かさまし) 常陸大宮市 (ひたちおおみやし) 桜川市 (さくらがわし) 東茨城郡城里町 (ひがしいばらきぐんしろさとまち) 久慈郡大子町 (くじぐんだいごまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等